

日向市介護予防・日常生活支援総合事業に関する Q&A

令和 6 年 10 月 11 日版

1 運営規程上休業日とされている日の営業について

【問】運営規程では、日曜日及び年末年始（12/30～1/3）を休業日としているが、12/29 が日曜日で休業期間が長期となったため利用者のために 12/29 に営業することは可能か。

（答）運営規程に定められてない日に営業を予定する場合、以下の記載例を参考に運営規程を変更すること。なお、このような場合でも人員基準をはじめとした各種基準を遵守しなければならない。

【記載例】

営業日	○曜日から○曜日までとする。ただし、○月○日～○月○日（年末年始等）を除く。
連休時の措置	上記の営業日を原則とするが、○○日以上休業が連続する場合、事前に利用者及びその家族並びに介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、休業日に営業しても良いものとする。